

県地域防災計画（原子力災害対策計画） 新旧対照表

現行	修正案	修正理由																																				
<p>第1章 総則</p> <p>第4節 計画の策定又は修正に際し遵守すべき指針</p> <p>この計画の修正に際しては、国が定める「原子力災害対策指針」（平成24年10月31日策定。<u>平成27年8月26日改定</u>。以下「指針」という。）を遵守するものとする。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第4節 計画の策定又は修正に際し遵守すべき指針</p> <p>この計画の修正に際しては、国が定める「原子力災害対策指針」（平成24年10月31日策定。<u>平成28年3月1日最終改正</u>）。以下「指針」という。）を遵守するものとする。</p>	<p>・字句修正</p>																																				
<p>第5節 計画の基礎とするべき災害の想定</p> <p>1 岐阜県周辺の原子力事業所</p> <p>(1) 本計画で対象とする原子力事業所</p> <table border="1" data-bbox="225 533 1228 852"> <tr><td>事業者名</td><td>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構</td></tr> <tr><td>発電所名</td><td>高速増殖原型炉もんじゅ</td></tr> <tr><td>所在地</td><td>福井県敦賀市白木</td></tr> <tr><td>号機</td><td>—</td></tr> <tr><td>電気出力</td><td>28.0万kW</td></tr> <tr><td>原子炉型式</td><td>高速増殖炉</td></tr> <tr><td>熱出力</td><td>71.4万kW</td></tr> <tr><td>燃料種類</td><td>プルトニウム・ウラン混合酸化物、劣化ウラン</td></tr> <tr><td>運転開始</td><td><u>未定</u></td></tr> </table>	事業者名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	発電所名	高速増殖原型炉もんじゅ	所在地	福井県敦賀市白木	号機	—	電気出力	28.0万kW	原子炉型式	高速増殖炉	熱出力	71.4万kW	燃料種類	プルトニウム・ウラン混合酸化物、劣化ウラン	運転開始	<u>未定</u>	<p>第5節 計画の基礎とするべき災害の想定</p> <p>1 岐阜県周辺の原子力事業所</p> <p>(1) 本計画で対象とする原子力事業所</p> <table border="1" data-bbox="1507 533 2510 852"> <tr><td>事業者名</td><td>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構</td></tr> <tr><td>発電所名</td><td>高速増殖原型炉もんじゅ</td></tr> <tr><td>所在地</td><td>福井県敦賀市白木</td></tr> <tr><td>号機</td><td>—</td></tr> <tr><td>電気出力</td><td>28.0万kW</td></tr> <tr><td>原子炉型式</td><td>高速増殖炉</td></tr> <tr><td>熱出力</td><td>71.4万kW</td></tr> <tr><td>燃料種類</td><td>プルトニウム・ウラン混合酸化物、劣化ウラン</td></tr> <tr><td>運転開始</td><td><u>廃止決定 H28.12.21</u></td></tr> </table>	事業者名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	発電所名	高速増殖原型炉もんじゅ	所在地	福井県敦賀市白木	号機	—	電気出力	28.0万kW	原子炉型式	高速増殖炉	熱出力	71.4万kW	燃料種類	プルトニウム・ウラン混合酸化物、劣化ウラン	運転開始	<u>廃止決定 H28.12.21</u>	<p>・原子力関係閣僚会議決定を踏まえた修正</p>
事業者名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構																																					
発電所名	高速増殖原型炉もんじゅ																																					
所在地	福井県敦賀市白木																																					
号機	—																																					
電気出力	28.0万kW																																					
原子炉型式	高速増殖炉																																					
熱出力	71.4万kW																																					
燃料種類	プルトニウム・ウラン混合酸化物、劣化ウラン																																					
運転開始	<u>未定</u>																																					
事業者名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構																																					
発電所名	高速増殖原型炉もんじゅ																																					
所在地	福井県敦賀市白木																																					
号機	—																																					
電気出力	28.0万kW																																					
原子炉型式	高速増殖炉																																					
熱出力	71.4万kW																																					
燃料種類	プルトニウム・ウラン混合酸化物、劣化ウラン																																					
運転開始	<u>廃止決定 H28.12.21</u>																																					
<p>第2章 原子力災害事前対策</p> <p>第14節 緊急輸送活動体制の整備</p> <p>1 専門家等の移送体制の整備</p> <p>県は、国、関係機関と協議し、国立研究開発法人<u>放射線医学総合研究所</u>及び指定公共機関等からのモニタリング・医療等の専門家等の現地への移送協力（最寄りのヘリポートの場所や利用手続き、現地までの先導体制等）についてあらかじめ定めておく。</p>	<p>第2章 原子力災害事前対策</p> <p>第14節 緊急輸送活動体制の整備</p> <p>1 専門家等の移送体制の整備</p> <p>県は、国、関係機関と協議し、国立研究開発法人<u>量子科学技術研究開発機構</u>及び指定公共機関等からのモニタリング・医療等の専門家等の現地への移送協力（最寄りのヘリポートの場所や利用手続き、現地までの先導体制等）についてあらかじめ定めておく。</p>	<p>・組織変更に伴う修正</p>																																				
<p>第3章 緊急事態応急対策</p> <p>第2節 活動体制の確立</p> <p>1 県の活動体制</p> <p>(1) 各体制の設置基準、配備体制</p> <table border="1" data-bbox="225 1283 1359 1822"> <thead> <tr> <th>体制</th> <th>設置基準</th> <th>配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">原子力災害警戒体制</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 県内において核燃料物質等の事業所外運搬中の事故発生の通報があったとき 原子力事業所において警戒事態に該当する事象（該当する自然災害を含む）※1が発生した旨の通報があったとき </td> <td rowspan="2"> 危機管理部 必要な要員数 広報課 1名 情報企画課 1名 環境管理課 2名 医療整備課 2名 保健医療課 2名 薬務水道課 2名 </td> </tr> <tr> <td> ※1：警戒事態に該当する事象 その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある事象 <ul style="list-style-type: none"> 福井県における震度6弱以上の地震 福井県における大津波警報の<u>発令</u> 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないとき 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下したとき 等 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) 災害対策本部体制 ア 略</p>	体制	設置基準	配備体制	原子力災害警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> 県内において核燃料物質等の事業所外運搬中の事故発生の通報があったとき 原子力事業所において警戒事態に該当する事象（該当する自然災害を含む）※1が発生した旨の通報があったとき 	危機管理部 必要な要員数 広報課 1名 情報企画課 1名 環境管理課 2名 医療整備課 2名 保健医療課 2名 薬務水道課 2名	※1：警戒事態に該当する事象 その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある事象 <ul style="list-style-type: none"> 福井県における震度6弱以上の地震 福井県における大津波警報の<u>発令</u> 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないとき 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下したとき 等	<p>第3章 緊急事態応急対策</p> <p>第2節 活動体制の確立</p> <p>1 県の活動体制</p> <p>(1) 各体制の設置基準、配備体制</p> <table border="1" data-bbox="1507 1283 2641 1822"> <thead> <tr> <th>体制</th> <th>設置基準</th> <th>配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">原子力災害警戒体制</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 県内において核燃料物質等の事業所外運搬中の事故発生の通報があったとき 原子力事業所において警戒事態に該当する事象（該当する自然災害を含む）※1が発生した旨の通報があったとき </td> <td rowspan="2"> 危機管理部 必要な要員数 広報課 1名 情報企画課 1名 環境管理課 2名 医療整備課 2名 保健医療課 2名 薬務水道課 2名 </td> </tr> <tr> <td> ※1：警戒事態に該当する事象 その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある事象 <ul style="list-style-type: none"> 福井県における震度6弱以上の地震 福井県における大津波警報の<u>発表</u> 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないとき 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下したとき 等 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) 災害対策本部体制 ア 略</p>	体制	設置基準	配備体制	原子力災害警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> 県内において核燃料物質等の事業所外運搬中の事故発生の通報があったとき 原子力事業所において警戒事態に該当する事象（該当する自然災害を含む）※1が発生した旨の通報があったとき 	危機管理部 必要な要員数 広報課 1名 情報企画課 1名 環境管理課 2名 医療整備課 2名 保健医療課 2名 薬務水道課 2名	※1：警戒事態に該当する事象 その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある事象 <ul style="list-style-type: none"> 福井県における震度6弱以上の地震 福井県における大津波警報の<u>発表</u> 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないとき 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下したとき 等	<p>・字句修正</p>																						
体制	設置基準	配備体制																																				
原子力災害警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> 県内において核燃料物質等の事業所外運搬中の事故発生の通報があったとき 原子力事業所において警戒事態に該当する事象（該当する自然災害を含む）※1が発生した旨の通報があったとき 	危機管理部 必要な要員数 広報課 1名 情報企画課 1名 環境管理課 2名 医療整備課 2名 保健医療課 2名 薬務水道課 2名																																				
	※1：警戒事態に該当する事象 その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある事象 <ul style="list-style-type: none"> 福井県における震度6弱以上の地震 福井県における大津波警報の<u>発令</u> 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないとき 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下したとき 等																																					
体制	設置基準	配備体制																																				
原子力災害警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> 県内において核燃料物質等の事業所外運搬中の事故発生の通報があったとき 原子力事業所において警戒事態に該当する事象（該当する自然災害を含む）※1が発生した旨の通報があったとき 	危機管理部 必要な要員数 広報課 1名 情報企画課 1名 環境管理課 2名 医療整備課 2名 保健医療課 2名 薬務水道課 2名																																				
	※1：警戒事態に該当する事象 その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある事象 <ul style="list-style-type: none"> 福井県における震度6弱以上の地震 福井県における大津波警報の<u>発表</u> 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないとき 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下したとき 等																																					

現行	修正案	修正理由																																																
<p>イ 緊急対策チームの事務分掌等 災害対策本部に設置される緊急対策チームの事務分掌、構成班については、下表のとおりとする。（太字は主管班）</p> <table border="1" data-bbox="231 275 1359 1297"> <thead> <tr> <th>緊急対策チーム名</th> <th>リーダー、副リーダー</th> <th>事務分掌</th> <th>構成班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①～⑤</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>⑥ 避難所支援チーム</td> <td>リーダー 危機管理部長 副リーダー 防災課 防災対策監</td> <td>避難所等における被災者のニーズ把握、避難所運営支援、授業再開及びボランティアに関すること ・避難所運営の支援に関すること ・ボランティアの県内広域調整に関すること ・授業再開対策に関すること</td> <td>防災班 危機管理政策班 消防班 私学振興・青少年班 廃棄物対策班 <u>地域福祉国保班</u> 教育財務班 学校安全班 学校支援班 特別支援教育班</td> </tr> <tr> <td>⑦～⑨</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>⑩ 食料物資チーム</td> <td>リーダー 商工労働部長 副リーダー 商工労働部次長</td> <td>市町村への食料物資供給の総括・調整に関すること ・市町村からの食料物資応援要請の受付及び把握に関すること ・県の備蓄物資の搬送に関すること ・県が災害時応援協定を締結する事業者等に対する調達に関すること ・他都道府県に対する調達に関すること ・国、他都道府県に対する支援要請に関すること ・義援物資の情報収集管理及び調達に関すること ・食料物資の搬送先、その他食料物資に関する調整に関すること</td> <td>商工政策班 商業・金融班 その他商工労働部各班 <u>県民生活相談センター班</u> 健康福祉政策班 <u>地域福祉国保班</u> 農産物流通班 農産園芸班</td> </tr> <tr> <td>⑪～⑭</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 略 2～6 略</p>	緊急対策チーム名	リーダー、副リーダー	事務分掌	構成班	①～⑤	略	略	略	⑥ 避難所支援チーム	リーダー 危機管理部長 副リーダー 防災課 防災対策監	避難所等における被災者のニーズ把握、避難所運営支援、授業再開及びボランティアに関すること ・避難所運営の支援に関すること ・ボランティアの県内広域調整に関すること ・授業再開対策に関すること	防災班 危機管理政策班 消防班 私学振興・青少年班 廃棄物対策班 <u>地域福祉国保班</u> 教育財務班 学校安全班 学校支援班 特別支援教育班	⑦～⑨	略	略	略	⑩ 食料物資チーム	リーダー 商工労働部長 副リーダー 商工労働部次長	市町村への食料物資供給の総括・調整に関すること ・市町村からの食料物資応援要請の受付及び把握に関すること ・県の備蓄物資の搬送に関すること ・県が災害時応援協定を締結する事業者等に対する調達に関すること ・他都道府県に対する調達に関すること ・国、他都道府県に対する支援要請に関すること ・義援物資の情報収集管理及び調達に関すること ・食料物資の搬送先、その他食料物資に関する調整に関すること	商工政策班 商業・金融班 その他商工労働部各班 <u>県民生活相談センター班</u> 健康福祉政策班 <u>地域福祉国保班</u> 農産物流通班 農産園芸班	⑪～⑭	略	略	略	<p>イ 緊急対策チームの事務分掌等 災害対策本部に設置される緊急対策チームの事務分掌、構成班については、下表のとおりとする。（太字は主管班）</p> <table border="1" data-bbox="1513 275 2641 1297"> <thead> <tr> <th>緊急対策チーム名</th> <th>リーダー、副リーダー</th> <th>事務分掌</th> <th>構成班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①～⑤</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>⑥ 避難所支援チーム</td> <td>リーダー 危機管理部長 副リーダー 防災課 防災対策監</td> <td>避難所等における被災者のニーズ把握、避難所運営支援、授業再開及びボランティアに関すること ・避難所運営の支援に関すること ・ボランティアの県内広域調整に関すること ・授業再開対策に関すること</td> <td>防災班 危機管理政策班 消防班 私学振興・青少年班 廃棄物対策班 <u>健康福祉政策班</u> <u>地域福祉班</u> 教育財務班 学校安全班 学校支援班 特別支援教育班</td> </tr> <tr> <td>⑦～⑨</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>⑩ 食料物資チーム</td> <td>リーダー 商工労働部長 副リーダー 商工労働部次長</td> <td>市町村への食料物資供給の総括・調整に関すること ・市町村からの食料物資応援要請の受付及び把握に関すること ・県の備蓄物資の搬送に関すること ・県が災害時応援協定を締結する事業者等に対する調達に関すること ・他都道府県に対する調達に関すること ・国、他都道府県に対する支援要請に関すること ・義援物資の情報収集管理及び調達に関すること ・食料物資の搬送先、その他食料物資に関する調整に関すること</td> <td>商工政策班 商業・金融班 その他商工労働部各班 <u>県民生活班（県民生活相談センター含む）</u> 健康福祉政策班 <u>地域福祉班</u> 農産物流通班 農産園芸班</td> </tr> <tr> <td>⑪～⑭</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 略 2～6 略</p>	緊急対策チーム名	リーダー、副リーダー	事務分掌	構成班	①～⑤	略	略	略	⑥ 避難所支援チーム	リーダー 危機管理部長 副リーダー 防災課 防災対策監	避難所等における被災者のニーズ把握、避難所運営支援、授業再開及びボランティアに関すること ・避難所運営の支援に関すること ・ボランティアの県内広域調整に関すること ・授業再開対策に関すること	防災班 危機管理政策班 消防班 私学振興・青少年班 廃棄物対策班 <u>健康福祉政策班</u> <u>地域福祉班</u> 教育財務班 学校安全班 学校支援班 特別支援教育班	⑦～⑨	略	略	略	⑩ 食料物資チーム	リーダー 商工労働部長 副リーダー 商工労働部次長	市町村への食料物資供給の総括・調整に関すること ・市町村からの食料物資応援要請の受付及び把握に関すること ・県の備蓄物資の搬送に関すること ・県が災害時応援協定を締結する事業者等に対する調達に関すること ・他都道府県に対する調達に関すること ・国、他都道府県に対する支援要請に関すること ・義援物資の情報収集管理及び調達に関すること ・食料物資の搬送先、その他食料物資に関する調整に関すること	商工政策班 商業・金融班 その他商工労働部各班 <u>県民生活班（県民生活相談センター含む）</u> 健康福祉政策班 <u>地域福祉班</u> 農産物流通班 農産園芸班	⑪～⑭	略	略	略	<p>・組織変更に伴う修正</p> <p>・組織変更に伴う修正</p>
緊急対策チーム名	リーダー、副リーダー	事務分掌	構成班																																															
①～⑤	略	略	略																																															
⑥ 避難所支援チーム	リーダー 危機管理部長 副リーダー 防災課 防災対策監	避難所等における被災者のニーズ把握、避難所運営支援、授業再開及びボランティアに関すること ・避難所運営の支援に関すること ・ボランティアの県内広域調整に関すること ・授業再開対策に関すること	防災班 危機管理政策班 消防班 私学振興・青少年班 廃棄物対策班 <u>地域福祉国保班</u> 教育財務班 学校安全班 学校支援班 特別支援教育班																																															
⑦～⑨	略	略	略																																															
⑩ 食料物資チーム	リーダー 商工労働部長 副リーダー 商工労働部次長	市町村への食料物資供給の総括・調整に関すること ・市町村からの食料物資応援要請の受付及び把握に関すること ・県の備蓄物資の搬送に関すること ・県が災害時応援協定を締結する事業者等に対する調達に関すること ・他都道府県に対する調達に関すること ・国、他都道府県に対する支援要請に関すること ・義援物資の情報収集管理及び調達に関すること ・食料物資の搬送先、その他食料物資に関する調整に関すること	商工政策班 商業・金融班 その他商工労働部各班 <u>県民生活相談センター班</u> 健康福祉政策班 <u>地域福祉国保班</u> 農産物流通班 農産園芸班																																															
⑪～⑭	略	略	略																																															
緊急対策チーム名	リーダー、副リーダー	事務分掌	構成班																																															
①～⑤	略	略	略																																															
⑥ 避難所支援チーム	リーダー 危機管理部長 副リーダー 防災課 防災対策監	避難所等における被災者のニーズ把握、避難所運営支援、授業再開及びボランティアに関すること ・避難所運営の支援に関すること ・ボランティアの県内広域調整に関すること ・授業再開対策に関すること	防災班 危機管理政策班 消防班 私学振興・青少年班 廃棄物対策班 <u>健康福祉政策班</u> <u>地域福祉班</u> 教育財務班 学校安全班 学校支援班 特別支援教育班																																															
⑦～⑨	略	略	略																																															
⑩ 食料物資チーム	リーダー 商工労働部長 副リーダー 商工労働部次長	市町村への食料物資供給の総括・調整に関すること ・市町村からの食料物資応援要請の受付及び把握に関すること ・県の備蓄物資の搬送に関すること ・県が災害時応援協定を締結する事業者等に対する調達に関すること ・他都道府県に対する調達に関すること ・国、他都道府県に対する支援要請に関すること ・義援物資の情報収集管理及び調達に関すること ・食料物資の搬送先、その他食料物資に関する調整に関すること	商工政策班 商業・金融班 その他商工労働部各班 <u>県民生活班（県民生活相談センター含む）</u> 健康福祉政策班 <u>地域福祉班</u> 農産物流通班 農産園芸班																																															
⑪～⑭	略	略	略																																															
<p>第4節 緊急時モニタリング活動 5 緊急時における公衆の被ばく線量の把握 県は施設敷地緊急事態に該当する事象の通報がなされた場合は、国及び指定公共機関と連携し、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、発災後<u>1カ月</u>以内を目途に緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくの把握を行うとともに、速やかに外部被ばく線量の推計等を行うための調査を行う。</p>	<p>第4節 緊急時モニタリング活動 5 緊急時における公衆の被ばく線量の把握 県は施設敷地緊急事態に該当する事象の通報がなされた場合は、国及び指定公共機関と連携し、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、発災後<u>1週間</u>以内を目途に緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくの把握を、<u>1カ月以内を目途に放射性セシウムの経口摂取による内部被ばくの把握</u>を行うとともに、速やかに外部被ばく線量の推計等を行うための調査を行う。</p>	<p>・記載内容の適正化</p>																																																
<p>第4章 原子力災害中長期対策 第8節 風評被害等の影響の軽減 県は、国及び市町村と連携し、科学的根拠に基づく観光業、農林水産漁業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行うものとする。 また、ホームページへの掲載や県行事を活用して広報を行うとともに、情報提供・広報活動を実施するに当たっては、外国語でも情報提供・広報を行う等、国外における影響の低減にも留意する。 さらに、農林畜水産物、地場産業の商品、輸出品等について、必要な場合には、<u>モニタリング</u>検査の実施、証明書の発行等の対応を実施する。</p>	<p>第4章 原子力災害中長期対策 第8節 風評被害等の影響の軽減 県は、国及び市町村と連携し、科学的根拠に基づく観光業、農林水産漁業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行うものとする。 また、ホームページへの掲載や県行事を活用して広報を行うとともに、情報提供・広報活動を実施するに当たっては、外国語でも情報提供・広報を行う等、国外における影響の低減にも留意する。 さらに、農林畜水産物、地場産業の商品、輸出品等について、必要な場合には、<u>スクリーニング</u>検査の実施、証明書の発行等の対応を実施する。</p>	<p>・字句修正</p>																																																